

全国ダイバーシティネットワーク組織関東・甲信越地区ブロック会議要項

全国ダイバーシティネットワーク組織
関東・甲信越地区ブロック会議決定
2019年1月23日
改正 2021年4月1日
2024年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項（以下「組織要項」という。）第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織関東・甲信越地区ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、関東・甲信越地区ブロックのダイバーシティネットワーク組織（以下「ダイバーシティネットワーク組織」という。）の形成・強化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 参加機関等のダイバーシティネットワーク組織の代表者 1名 ただし、代表者は理事又は副学長相当の者とする。
 - (2) その他ブロック会議が必要と認めた者
- 2 ダイバーシティネットワーク組織に幹事大学等を置き、参加機関等の互選により選出する。
 - 3 前項の幹事大学等の任期は3年とする。ただし、幹事大学等が任期中に交替した場合の後任の幹事大学等の任期は、前任幹事大学等の残任期間とする。
 - 4 第2項の幹事大学等は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第2項の幹事大学等の委員のうちから互選する。
2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回程度開催する。

(ダイバーシティネットワーク組織への参加及び退会)

第6条 ダイバーシティネットワーク組織への参加及び退会は、ブロック会議で承認するものとする。
2 ダイバーシティネットワーク組織に新たに参加を希望する機関及び退会を希望する参加機関等は、その意思を第3条第2項の幹事大学等に申し出るものとする。

(事務)

第7条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2019年1月23日から施行する。

附 則

この要項は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2024年4月1日から施行する。